



与那原町社会福祉センター
施設使用及び維持管理に係る覚書
【大綱曳資料館】



甲：与那原町社会福祉協議会

乙：与 那 原 町

丙：与那原町教育委員会

与那原町社会福祉センター施設使用及び維持管理に係る覚書

社会福祉法人与那原町社会福祉協議会（以下「甲」という。）と与那原町（以下「乙」という。）及び与那原町教育委員会（以下「丙」という。）は、与那原町社会福祉センター（以下「センター」という。）の2階ホール部分（以下「ホール部分」という。）使用及び維持管理業務等に関して、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 甲及び乙並びに丙は、センターを効果的かつ効率的に活用するため、相互に緊密な協力を行うものとする。

2 乙及び丙は、ホール部分を与那原大綱曳資料館（以下「資料館」という。）として使用し、それ以外の目的には使用しない。但し、協議の上、甲が許可した場合はこの限りではない。

（管理義務）

第2条 乙及び丙は、ホール部分を善良なる管理者の注意義務をもって管理し、災害等の発生防止に努める。

2 乙及び丙は、ホール部分の建物の保全、衛生、防火防犯、救護その他管理上必要がある場合は、これを点検し、必要な措置を行うものとする。

（対象施設）

第3条 この覚書の対象とする施設は、次のとおりとする。

- (1) 施設名称 与那原町社会福祉センター2階ホール
- (2) 所在地 与那原町字上与那原16番地の2

（使用期間）

第4条 使用期間は、令和4年 4月 1日から令和5年 3月31日までとする。

但し、期間満了の3か月前までに甲又は乙及び丙のいずれからも相手先に対して、終了の申し出のない場合には、この有効期限は自動的に1年間延長するものとし、以後もこの例にならうものとする。

（改修工事）

第5条 乙及び丙は、資料館として使用するために必要な改修工事を行う場合、甲と協議調整した上で進めるものとする。

2 乙及び丙は、ホール部分を使用するために必要な改修工事の一切を行うものとし、また、改修工事に必要な費用についても、乙の負担とする。

3 乙及び丙は、資料館として運営する上で必要な備品等について、自らの費用で設置するものとする。

（施設管理）

第6条 建物を含めたセンター敷地内の管理は、原則として甲が行うものとする。但し、センター建物のうち、乙及び丙が常用で使用する部分の管理については、乙及び丙が行うものとする。

2 乙及び丙は、乙及び丙の管理の及ぶ範囲の設備等に係る消耗品の調達及び必要な修繕を行うものとする。

(建物、設備関係保守点検等)

第7条 センターの受電設備保守点検、空調設備保守点検、建築物定期調査、水質検査業務等の建物法定点検、設備保守点検等については、甲が一括して実施する。但し、受電設備の年次点検は全館停電が必要なため、点検日程については、甲、乙及び丙協議のうえ決定するものとする。

2 甲は、建物の維持管理をする上で必要な法定点検、保守点検等の実施について、適宜、乙及び丙と協議調整した上で行うものとする。

(防火管理等)

第8条 センターにおける防火管理者は、甲が設置し、それに伴う消防計画の策定についても甲が行うものとする。

2 甲は、第2条第2項に掲げる範囲にかかわらず施設管理の及ぶ範囲を管理するものとする。

(警備員等の配置)

第9条 センターの保安・防犯対策として、甲が警備会社と契約し警備員等を配置する。この場合、第2条第2項に掲げる範囲にかかわらず、警備対象物件（センター）における火災、盗難その他不良行為の発生を予防し、その安全を確保するための業務に当たるものとする。

2 警備方法については、甲、乙及び丙職員の勤務時間外の無人機械警備とする。

(緊急時等の対応)

第10条 緊急時等には、甲、乙及び丙ともに善良なる管理者の注意をもって協力して事態の解決に努めるものとする。

2 閉館時の緊急時の体制確保のため、甲、乙及び丙双方が協力して緊急連絡網の整理を行うとともに、毎年度当初にその見直しを行うものとする。

(光熱水費、電話料金等)

第11条 乙及び丙が使用する光熱水費（電気・水道・ガス）については、甲が負担するものとし、乙の社会福祉センター運営管理補助金に算入する。但し、資料館として運営上必要な電話、インターネット、NHK受信料金等は、乙及び丙自らの費用で契約し、直接契約先に支払うものとする。

(損害賠償責任)

第12条 乙及び丙は、ホール部分の使用にあたり自らの責めに帰する事由により、甲又はセンター利用者に損害を与えたときは、それによって生じる一切の損害賠償の責を負うものとする。この場合において、乙及び丙は、速やかにその内容を甲に報告しなければならない。

(原状回復と明渡し)

第13条 ホール部分の使用が終了したときは、乙及び丙は速やかにその所有する諸設備、その他備品等を搬出し、原状に回復したうえで甲に明け渡すものとする。但し、甲が認めた場合はその限りではない。

(権利義務の譲渡等)

第14条 乙及び丙は、本覚書に基づいて生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又は担保に供してはならない。

(遵守事項)

第 15 条 2 階のトイレや給湯室などの共有部分を除き、甲及び丙が個別で管理している施設については、甲及び丙が許可した場合を除き入室してはならない。

(疑義等の解決)

第 16 条 本覚書の定めに疑義等が生じた場合又は定めのない事項については、甲及び乙並びに丙は相互に誠意をもって協議の上、これを定めるものとする。

本覚書の締結の証とするため、本書 3 通を作成し、甲及び乙並びに丙記名押印の上、各 1 通を保有する。

令和 4 年 3 月 31 日

甲 与那原町字上与那原 1 6 番地の 2
社会福祉法人与那原町社会福祉協議会
会 長 伊 禮 清 一



乙 与那原町字上与那原 1 6 番地
与那原町長 照 屋 勉



丙 与那原町字上与那原 1 6 番地
与那原町教育委員会
教育長 當 山 健



社会福祉法
人那原町
社会福祉協
議会会長印

那原町
町長印

那原町
町長印
教育委員会
之